

相生市子ども・子育て支援事業計画
中間見直し（案）

平成30年3月
兵庫県相生市

目 次

1	計画の中間見直しの趣旨	1
2	教育・保育提供区域	1
3	将来推計人口（推計児童数）	2
4	教育・保育施設等の「需要量」の見直し	3
5	地域子ども・子育て支援事業の「需要量」の見直し	6

1 計画の中間見直しの趣旨

相生市では、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「相生市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では、市民のニーズに応じて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量（量の見込み）と提供体制の確保方策の内容を定め、教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進する体制づくりを進めてきました。

計画の策定以降、就学前児童の保育ニーズは増大し、また、平成 29 年 6 月には、国の「子育て安心プラン」が策定され、新たな待機児童解消に向けた目標が掲げられました。

この事業計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間と定めており、平成 29 年度に中間年の見直しを実施し、平成 27 年度・平成 28 年度の実績等から需要量と提供体制の確保方策を再検討し、平成 30 年度・平成 31 年度の事業計画を見直しました。

2 教育・保育提供区域

地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定め、教育・保育提供区域ごとに需要量・提供体制の確保方策を設定します。本市では、市域全体を 1 区域として設定します。

3 将来推計人口（推計児童数）

平成 27 年 3 月に策定した事業計画では、就学前児童は平成 28 年に、小学生児童は平成 29 年で一度増加し、その後は減少傾向にあると推計しています。平成 29 年の就学前児童は計画に比し 4 人、小学生児童は 25 人増加していますが、計画と大きな乖離はなく、平成 32 年まで大幅に人口変動する要因がないため、当初計画どおりとします。

単位：人

	H27		H28		H29		H30	H31
	当初計画	住基人口	当初計画	住基人口	当初計画	住基人口	当初計画	当初計画
0 歳	213	205	209	213	203	217	201	195
1 歳	218	229	213	216	209	214	203	201
2 歳	223	219	231	233	226	220	222	216
3 歳	243	231	230	229	239	235	234	230
4 歳	248	245	241	232	228	229	237	232
5 歳	213	220	246	255	239	233	226	235
6 歳	227	223	216	222	249	252	242	228
7 歳	259	251	226	223	215	226	249	242
8 歳	230	226	261	250	228	225	217	251
9 歳	240	252	224	226	254	250	222	211
10 歳	209	215	239	250	223	229	253	221
11 歳	202	212	208	218	238	250	222	251
合計	2,725	2,728	2,744	2,767	2,751	2,780	2,728	2,713
就学前児童	1,358	1,349	1,370	1,378	1,344	1,348	1,323	1,309
小学生児童	1,367	1,379	1,374	1,389	1,407	1,432	1,405	1,404

4 教育・保育施設等の「需要量」の見直し

(1) 施設の状況

平成 29 年 4 月現在の教育・保育施設、地域型保育事業の設置状況は次のとおりです。

- ア 認定こども園（幼稚園型 1 園 幼保連携型 1 園）
- イ 幼稚園（市立幼稚園 6 園）
- ウ 保育所（公設民営保育所 3 か所 私立保育所 2 か所）
- エ 地域型保育（家庭的保育事業所 1 か所）

(2) 認定区分ごとの利用実績と「需要量」について

- ア 1号認定（3歳以上で保育の必要がない児童）

需要量については、平成 27 年度、平成 28 年度の実績及び平成 29 年度の見込みが当初の計画よりも下回っており、実績に合わせる見直しを行います。利用定員については 200 人以上の余裕がある状況です。

【見直し後】

単位：人

区分		当初計画		見直し後	
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
A 需要量		529	529	445	445
B 確保方策	教育・保育施設	529	529	445	445
	地域型保育事業				
需要量と確保方策の差(B-A)		0	0	0	0

イ 2号認定（3歳以上で保育の必要がある児童）

需要量については、当初の見込みを大幅に超過しています。

利用定員については、平成28年4月に定員変更を行い、21人増加しましたが、平成29年度では34人の不足が生じており、定員の弾力化により利用調整を行い、供給量を確保しています。

実績や今後の保育需要を踏まえて、需要量を増やす見直しを行います。

需要量の見直しにより、供給量も増加するため、施設整備等により今後の提供体制を確保します。

【見直し後】

単位：人

区分		当初計画		見直し後	
		平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
A 需要量		168	168	277	280
B 確保方策	教育・保育施設	168	168	277	280
	地域型保育事業				
需要量と確保方策の差(B-A)		0	0	0	0

ウ 3号認定（3歳未満で保育の必要がある児童）

需要量については、当初の見込みを超過しています。

利用定員については、平成28年4月に定員変更を行い、36人増加しましたが、平成29年度では31人の不足が生じており、定員の弾力化により利用調整を行い、供給量を確保しています。

実績や今後の保育需要を踏まえて、需要量を増やす見直しを行います。

需要量の見直しにより、供給量も増加するため、施設整備等により今後の提供体制を確保します。

【見直し後】

単位：人

区分		当初計画		見直し後	
		平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
A 需要量		174	169	229	229
B 確保方策	教育・保育施設	174	169	214	212
	地域型保育事業			15	17
需要量と確保方策の差(B-A)		0	0	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の「需要量」の見直し

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【見直しと確保方策の内容】

利用者支援の窓口である子育て担当課に子育て支援コーディネーターを配置し、提供体制を確保しています。

平成 29 年 4 月から、保健センターに「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健型の利用者支援事業を開始しています。従来から配置している子育て支援コーディネーターと連携し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築し、提供体制を確保します。

単位:か所

区 分	当初計画		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	1	1	1	1
確 保 方 策	1	1	1	1
	その他	その他	母子保健型	母子保健型
具体的な考え方	・子育て支援コーディネーターの配置		・子育て支援コーディネーターの配置 ・子育て世代包括支援センターで母子保健型を実施	

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定（2号3号認定）を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成 27 年度から認定こども園（幼稚園型）1 施設が実施したことにより、実績値が計画値を上回っています。市内のすべての保育所 5 施設、認定こども園 2 施設で実施しており、各施設を利用している児童の需要量に対応した提供体制は確保できています。

単位:人

区 分	当初計画		見直し後	
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	47	46	98	99
確 保 方 策	47	46	98	99
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0	0	0

(3) 学童保育（小学1年生～小学6年生）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成 27 年度・平成 28 年度の実績値は、当初計画を下回っていますが、施設により空き状況が異なるため、市域全体で調整し、提供体制を確保しています。双葉小学校では、入所人数が使用施設の定員を超えており、今後、児童数の増加が見込まれるため、平成 29 年 7 月から施設を拡充しています。施設の需要量に対し、供給量が不足する場合は、小学校施設において、利用定員を拡充し提供体制を確保します。需要量については、大きな乖離がないため、当初計画どおりとします。

単位:人

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	287	285
確 保 方 策	287	285
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成 27 年度・平成 28 年度の利用実績はありませんが、子育て短期支援事業の実施施設（4 施設）と委託契約し、受入可能な提供体制を確保しています。需要量については、年度によって一定数の利用が見込まれるため当初計画どおりとし、子育て短期支援事業の実施施設（4 施設）で受入可能な提供体制を確保します。

単位:人

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	5	5
確 保 方 策	5	5
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0
実 施 箇 所 数	4 施設	4 施設

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成 27 年度・平成 28 年度の実績値は、当初計画と大きな乖離はありません。平成 29 年度からは、保健センターに設置した「子育て世代包括支援センター」で実施しており、保健師（看護師）が全家庭を訪問しています。支援が必要な家庭は、地区担当の保健師が継続して状況を把握し、関係機関と連携し対応します。

単位:人/年

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	201	195
確 保 方 策	201	195
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成 27 年度・平成 28 年度の実績値は、当初計画を下回っています。養育支援が必要な家庭には保健師が訪問し、専門的な指導・助言を行っています。需要量については、一定数の利用が見込まれるため、当初計画どおりとします。

単位:人/年

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	9	9
確 保 方 策	9	9
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【見直しと確保方策の内容】

ひろば型地域子育て支援拠点 1 か所で実施しています。実績値が計画値を上回っても受入ができており、需要量に対応した提供体制は確保できています。需要量については、大きな乖離がないため、当初計画どおりとします。

単位:人日/年

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	10,128	9,900
確 保 方 策 (実施箇所数)	1 か所	1 か所

※人日/年は年間における延べ人数。

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業」と「在園児を除く一時預かり事業」の2種類があります。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業

【事業内容】

幼稚園（認定こども園の幼稚園部分含む）の在園児に対して通常の教育時間外において保育を行う事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成27年度・平成28年度の実績値は、当初計画を下回り、大きく乖離があるため、実績に合わせる見直しを行います。

平成27年度は既存の公立幼稚園6施設と認定こども園（幼稚園型）1施設で実施し、平成28年度からは認定こども園（幼保連携型）1施設を含めた8施設で実施しており、需要量に対応した提供体制は確保できています。

単位：人日／年

区 分	当初計画		見直し後	
	平成30年度	平成31年度	平成30年度	平成31年度
需 要 量	21,040	21,040	17,250	17,250
確 保 方 策	21,040	21,040	17,250	17,250
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0	0	0
実 施 箇 所 数	7 か所	7 か所	8 か所	8 か所

■在園児を除く一時預かり事業

【事業内容】

保護者の急な用事などで家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所、ファミリー・サポート・センター等で一時的に預かる事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成27年度・平成28年度の実績値は、当初計画と大きな乖離はありません。

一時預かり事業は、公立保育所3施設、私立保育所2施設、私立認定こども園1施設と平成29年度からは地域型保育事業1施設が整備され、7施設で提供体制を確保しています。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、実績値が計画値を上回っていますが、需要量に対応した提供体制は確保できています。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は未実施です。

今後、教育・保育施設の需要量の増加により、一時預かり事業の需要量は減少すると見込まれるため見直しを行います。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、年度により利用実績に増減があるため、当初計画どおりとします。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）については、今後の利用希望により、事業の実施を検討します。

単位：人日／年

区 分	当初計画		見直し後		
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
需 要 量	1,030	1,016	982	966	
確 保 方 策	1,030	1,016	982	966	
内 訳	一時預かり事業 (実施箇所数)	945 (6 か所)	931 (6 か所)	897 (7 か所)	881 (7 か所)
	子育て援助活動支援事業	80	80	80	80
	子育て短期支援事業	5	5	5	5
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0	0	0	

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）

【事業内容】

病気や病後の乳幼児を家庭で保育できない場合について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

【見直しと確保方策の内容】

私立保育所 1 か所で病後児保育事業を実施しています。土日祝日を除き、一日 3 人の利用定員で提供体制を確保しています。平成 27 年度・平成 28 年度の実績値は、当初計画を下回っていますが、需要量については、登録児童数の増加により、利用の増加が見込まれるため、当初計画どおりとします。

単位:人日/年

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	719	711
確 保 方 策	719	711
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0
実 施 箇 所 数	1 か所	1 か所

(10) ファミリー・サポート・センター事業（小学 1 年生～小学 6 年生）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業。

【見直しと確保方策の内容】

就学児の放課後の居場所としてのファミリー・サポート・センター事業で、放課後の一時預かりのみが対象となり、提供会員の対応で提供体制は確保できています。平成 27 年度・平成 28 年度の実績値は、当初計画を下回っていますが、年度により一定数の利用が見込まれるため、当初計画どおりとします。

単位:人日/年

区 分	当初計画	
	平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	10	10
確 保 方 策	10	10
需 要 量 と 確 保 方 策 の 差	0	0

(11) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業。

【見直しと確保方策の内容】

平成 27 年度・平成 28 年度の実績値は、計画値を上回っています。実施体制は、医療機関や助産所で実施する妊婦健康診査に利用可能な助成券を交付し、助成を実施しています。

今後も、同程度の受診者数や受診が見込まれるため、需要量については、当初計画どおりとし、実施体制を維持します。

単位：人、回／年

区 分		当初計画	
		平成 30 年度	平成 31 年度
需 要 量	健診受診者数	329	325
	健診回数	2,243	2,243
確 保 方 策 (実施体制)		実施場所：医療機関や助産所 実施体制：兵庫県内協力医療機関等で受診する場合は助成券、 それ以外の医療機関で受診する場合は償還払い 検査項目：定期検査等	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

【確保方策の内容】

生活保護法による被保護世帯等を対象に、副食材料費や教材費・行事費等の費用を助成しています。教材費・行事費等の実績は、平成 27 年度 延べ児童数 52 人（実児童数 7 人）、平成 28 年度 延べ児童数 108 人（実児童数 10 人）で、副食材料費の実績はありません。低所得世帯の経済的負担を軽減するため、引き続き事業を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

【確保方策の内容】

地域型保育事業のうち家庭的保育事業所 1 施設を認可し、平成 29 年 4 月から事業を開始しています。事業を円滑に運営できるよう、相談・助言を行っています。

平成 30 年度には、認可外保育施設から小規模型保育事業所への移行が計画されており、連携施設のあっせん等についても検討していく必要があります。